

陳 情 文 書 表

4 陳情第 62号

レジ袋として使用できるごみ袋の導入を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和04年09月26日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	叶 玲 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	東京都小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	叶 玲
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 9 月 26 日 15:20				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
主任	主任	安藤	薄根	山下	山下	渡辺
		山浦	小林	北村	鈴木	[REDACTED]

令和4年9月26日

小金井市議会議長

東京都 氏名 叶 玲
住所 小金井市緑町 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

レジ袋として使用できるごみ袋の導入を求める陳情書

東京都日野市でプラスチックごみの削減につなげようと、市指定の分別ごみ袋にポップなイラストをほどこして市内のスーパーなどで販売し、レジ袋の代わりに使ってもらう実証実験を始めているという報道があり、市民の中で話題となりました。

私はスーパーなどで買い物袋を忘れて、入りきらない場合に、レジ袋を買うのはゴミになるのもったいないと思い、小金井市のごみ袋を購入し、スーパーの購入品を入れることもあります。その際やはり少し恥ずかしいと思ったりするので、日野市の事例を見て、小金井市でも導入したいと思いました。私のように、ごみ袋はレジ袋としては恥ずかしいと思う人でも、ごみ袋のデザインを変えるだけで、ゴミの削減にもなり、持ち帰ったらごみ袋で使えるのは一石二鳥のアイデアです。実際、日野市が行った買い物客への聞き取り調査では、「デザインがよければ指定ごみ袋をレジ袋としても使う」と考える人が全体のおよそ60%に上っていたということです。

世界的な脱プラスチックの動向の中、身近なプラスチックごみであるレジ袋を少しでも減らそうとするのは生態系を守ること、そして気候変動を食い止めるという未来への投資になります。第3次小金井市環境基本計画の基本目標7「ごみを出さない暮らしとまちをつくる」の計画を達成するためにも必要なことです。日野市の取り組みに続き私たちの小金井市、多摩地区から全国にこの取り組みが広がるように、以下の要望を致します。

陳情事項

日野市の先行事例を参考に小金井市で、レジ袋として利用できるデザインされたごみ袋の導入をして下さい。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 63 号

リユース事業の拡充を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)









令和 4 年 10 月 3 日
(西暦 2022)

陳情 代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	249 減量とリサイクルを推進する会 地区代表 田代 万里 印 ほか / 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	田代 万里
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 10 月 3 日 15:35				
薄根 主任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

小金井市議会議長 鈴木 成夫様

リユース事業の拡充を求める陳情書 書

2022年10月3日 ごみの減量とリサイクルを考える会

共同代表 [REDACTED] 田代万里

[REDACTED]
田代万里 小金井市和町 [REDACTED]

<陳情項目>

1. 物品・家具販売を伴った常設のリユース事業の拠点を拡充するために、あらゆる方策を講ずること。
2. 小金井市はジモティーを活用するとしていますが、その対象は、粗大ごみの中から選定・修繕した物品のみであり不十分です。市民がジモティーを安全かつ便利に利用するためには、市が責任をもって仲介し、ジモティーが扱う対象を日用雑貨までに拡大することが求められます。その整備計画を、市民参加によって早急に策定し充実させることを求めます。

<陳情趣旨>

長年、小金井市民に親しまれ利用されてきたリサイクル事業所が2020年8月末で閉鎖され今日まで再開されていません。市議会は同年9月定例会で「小金井市の行政運営に抗議し、リサイクル事業所の再開を求める決議」を可決したほか、同事業所の存続や継続を求める陳情書をくりかえし採択しているにもかかわらず、市が市民の声や市議会の決議に背を向け続けていることは残念です。市民の声と市議会の意思を尊重し、従来のような衣類や食器などの日用雑貨や家具販売をおこなう常設のリユース事業の拠点を拡充するために、あらゆる方策を早急に講ずるよう求めます。

市は、二枚橋焼却場跡地に整備した小金井市野川クリーンセンターで、搬入される粗大ごみの中から使用可能な物を選別・修繕し、市が連携協定を締結したジモティーを有効に活用するとしています。しかし、その展示面積は 28 m²と狭く不十分です。さらに粗大ごみに出す家具類以外にも、子どもの成長や家族構成の変化とともに、まだ十分使える不用品が多数生まれますが、それらは市が仲介するジモティーの対象になっていません。市は、ジモティーにはさまざまなトラブルが発生していることを認めながら、粗大ごみ以外は個人でジモティーを利用することを推奨しています。この無責任な姿勢をあらため、市が責任をもって仲介し、ジモティーで扱う物品の対象拡大をおこないながら、トラブルから市民を守るリユース事業を進めていただきたいと思います。それはまたインターネットでジモティーを活用できない人々のためにも必要です。

小金井市内で毎年約千人が亡くなっています。遺族にとっても、故人が大切にしていた物を廃棄するのはしのびなく、「誰かの役にたててもらえたらうれしい。安心できる公的なリユース事業に遺品を引き取ってもらいたい」という声が、私たちに寄せられています。

一人ひとりの物を大切にしたいという思いに応え、「循環都市『ごみゼロタウン小金井』」を実現するために、常設のリユース事業の拡充を望みます。真摯なご検討をお願いいたします。

以上

陳 情 文 書 表

× 陳情第〇〇号

沖縄「復帰」50年・都及び都議会に対し、公正かつ民主的な手続きに則り、
 ① 沖縄基地負担の軽減を呼びかける決議を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

4
 令和 〇年 10月 4日
 (西暦2022)








陳情代表者	住 所	東京都小金井市梶野町 [REDACTED]				
	氏 名	「新しい提案」実行委員会 米須 清真 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				ほか
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連絡先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

薄根
主任


第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保存年限 5年	
受理年月日			令和 〇年 10月 〇日 8:35			
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
						

小金井市議会議員 殿
鈴木 成夫 様

2022年10月4日

団体名 「新しい提案」実行委員会
委員 米須 清真
住所 東京都小金井市梶野町
連絡先

沖繩「復帰」50年・都及び都議会に対し、公正かつ民主的な手続きに則り、²沖繩基地負担の軽減を呼びかける決議を求める陳情書

(陳情の要旨)

1. 「辺野古が唯一」という言説の基礎をなす差別を解消するため、沖繩での県民投票に示された辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすることを国に求めることを呼びかける。
2. 沖繩の過重な基地負担を積極的に軽減していくために、「沖繩基地縮小促進法(仮称)」など沖繩の米軍基地の負担軽減の最終責任を国が負うという法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、普天間基地の県外・国外移転により解決することを国に求めることを呼びかける。
3. 仮に普天間基地の機能が国内に必要だという結論となるのであれば、本土でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、憲法第41条、92条、95条の規定に基づき、公正かつ民主的な手続きにより解決することを国に求めることを呼びかける。

とする決議を小金井市議会において採択し、その旨の決議書を、東京都及び東京都議会に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖繩「復帰」50年

2022年5月15日で、戦後27年間の米軍統治から沖繩が日本に「復帰」して50年となった。

沖繩の人びとは同じ日本の国民であり、国民であるからには主権を持っているはずであるにもかかわらず、日本に主権が返還され半世紀を経てもなお、基地の集中は変わらず固定化されており、本土との間で大きな不平等を生んでいる。このままでよいのだろうか。

小金井市議会では2018(平成30)年12月6日付で地方自治法99条に基づく「普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」を賛成多数で可決採択し、衆参議長及び担当大臣宛て提出している。

しかし、この問題の根底にあるのは、政府が述べる「本土の理解が得られない」というもので

ある。本土の人的に支えられている政府による普天間基地の辺野古移設という決定は、憲法 14 条 1 項が禁止する差別＝「合理的根拠に欠ける区別」に基づくものであり、政府の「辺野古が唯一」という言説の基礎をなす差別構造を解消する必要がある。

そのためには、沖縄への歴史的・構造的につくられた差別を積極的に是正していかなければ、この問題の解決は困難である。具体的には、「沖縄基地縮小促進法（仮称）」など沖縄の米軍基地の負担軽減の最終責任を国が負うという法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、普天間基地の県外・国外移転により解決することが必要である。

2. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」

辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。

2019 年 2 月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の 7 割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行されている。

安倍晋三首相（当時）が 2018 年 2 月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず東京都及び東京都民も、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

3. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006 年 5 月 30 日及び 2010 年 5 月 28 日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三首相（当時）は 2015 年 4 月 8 日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と答弁し、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

4. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省HP「SACO設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、SACO設置時の基本理念に違反している。

5. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず東京都も東京都民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

6. 法の下での平等（平等権）の侵害

沖縄の人たちは憲法14条が保障する平等権が侵害され続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯からも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等（平等権）の侵害にほかならない。

7. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

憲法前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」と規定されている。

日本国民及び全国の地方自治体は、「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

政府のみならず東京都及び東京都民は、憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、歴史的・構造的につくられた沖縄の過重な基地負担を積極的に是正する責任がある。すなわち、国会で、国が最終的に責任を負う「沖縄基地縮小法（仮称）」などの法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、代替施設が国内に必要か否かも含め、普天間基地の県外・国外移転により解決すべきであり、そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法 41 条、92 条、95 条等の規定に基づき、上述の「陳情の要旨」のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、小金井市議会において、別紙市議会決議（案）を可決採択し、東京都及び東京都議会に対し、この問題を民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求め呼びかけてほしい。

沖縄「復帰」50年＝都及び都議会に対し、公正かつ民主的な手続に則り、沖縄の基地負担の軽減を呼びかける決議を求める決議書（案）

2022年5月15日で、戦後27年間の米軍統治から沖縄が日本に「復帰」して50年となった。沖縄の人びとは同じ日本の国民であり、国民であるからには主権を持っているはずであるのにもかかわらず、日本に主権が返還され半世紀を経てもなお、基地の集中は変わらず固定化されており、本

土との間で大きな不平等を生んでいる。このままでよいのだろうか。

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、沖縄では「自由の平等」が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示したにもかかわらず、工事は強行されている。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、法の下での平等（平等権）の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であっても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、歴史的・構造的につくられた沖縄の過重な基地負担を積極的に是正する責任がある。すなわち、国会で、国が最終的に責任を負う「沖縄基地縮小法（仮称）」などの法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、代替施設が国内に必要か否かも含め、普天間基地の県外・国外移転により解決すべきであり、そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、小金井市議会は東京都および東京都議会に対し次のとおり国に求めることを呼びかける。

記

1. 「辺野古が唯一」という言説の基礎をなす差別を解消するため、沖縄での県民投票に示された辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 沖縄の過重な基地負担を積極的に軽減するために、「沖縄基地縮小促進法（仮称）」など沖縄の米軍基地の負担軽減の最終責任を国が負うという法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くしたうえで、普天間基地の県外・国外移転により解決すること。
3. 仮に普天間基地の機能が国内に必要だという結論となるのであれば、本土でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、憲法第41条、92条、95条の規定に基づき、公正かつ民主的な手続きにより解決すること。

〇〇〇〇年〇月〇日

小金井市議会

(提出先)
東京都
東京都議会議長

宛て }
}

陳 情 文 書 表

4 陳情第 65 号

議員に対して正しい情報と理解させるよう
答弁することを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 10 月 4 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市 緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐久間昌巳 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 4 年 10 月 4 日 16:25				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
渡辺	山下	/	山浦	小林	北村	鈴木

主 任	主 任
薄根	安藤

小金井市議会議員 鈴木成夫様

令和4年10月4日
佐久間 昌巳
小金井市緑町

件名 議員に対して正しい情報を理解させるよう答弁することを求める陳情書

先般の陳情審査の際に、部局による答弁において「ジモティーはマッチングアプリではない」との発言がありました。

これは「異性間の出会いを求めるもの」がマッチングアプリであるという一般に流布された認識に基づく解釈であり、しかしながら、ここで用いるべきは

「異性・同性の隔てなくインターネット回線を通じてアプリに参加している不特定多数のユーザー間で出会いを作るための仕組み」

が妥当であるはずで

なぜなら、上記を用いた場合、マッチングアプリは

- お互いの希望が同じ者同士を引き合わせる
- ネットから始まり現実（リアル）での出会いにつながる
- 1対1でのコミュニケーションを行う

の機能を持つことになり、これを定義とした場合、ジモティーはまさしくマッチングアプリ（マッチングサイト）であり、そうであればこそジモティーの規約には禁止行為としてあえて「異性との出会いを目的とする一切の行為」が挙げられているわけです。

また、この規約があるにもかかわらず、これを「出会い」目的に使うケースが以下に紹介されています。

[【2022年】ジモティーに出会いはないorある？50名の男女に聞いたジモティーの恋愛事情<婚活/恋活> | Match Park \(恋活/婚活マッチングアプリ中心の男性向け出会いの場所\) \(match-park.com\)](#)

[ジモティーでやれた体験談！売春や援交じゃなくオフパコする方法をアンケートとってみた | 非モテ MEN'S 撲滅委員会 \(liketimes.jp\)](#)

従って、ジモティ^Vの利用には明らかにリスクがあり、これに対して「マッチングアプリではない」との答弁は、市が事業に用いるインフラについて、あたかも無害であるかのような印象を与える結果になっています。

今次、小金井市が野川クリーンセンターで行うリユース事業の安全性は市が決めている範囲内においては確かに担保されています。

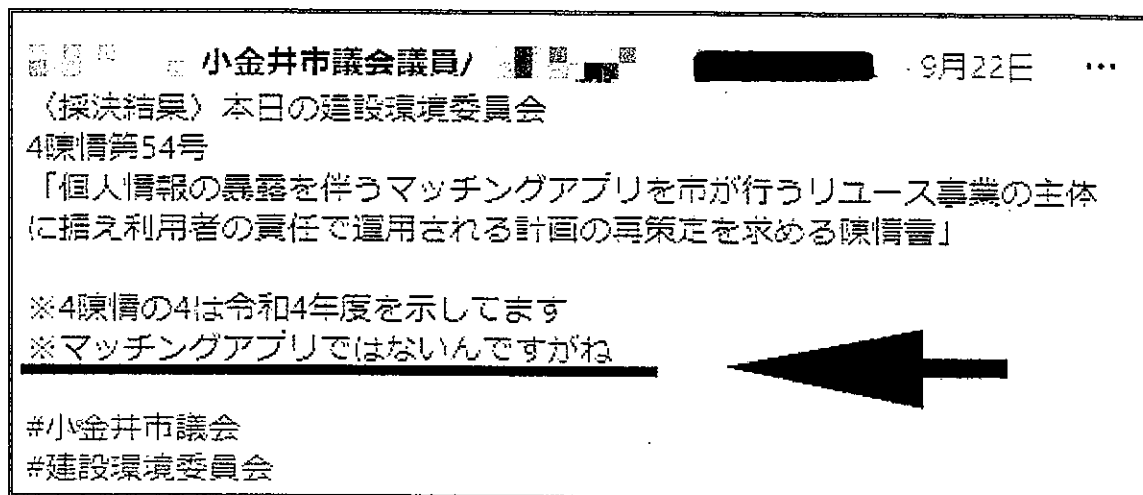
なぜなら、それは市民からの出品を想定しない片肺のリユース事業だからです。

つまり、本市のリユース事業はネットで発見した物を電話で申し込んでもかまわないような単純なものであるがゆえに安全であるわけで、しかしながら、現状では申し込みをするにも会員登録が必要です。

これは市民が出品当事者となり個人情報を暴露するリスクの入り口でもあり、これがあるがゆえに市報においてのリスク告知がなされ、添付資料の第5条において市の免責を謳っているものと思われます。

従って、野川クリーンセンターにおけるリユース事業は正確な情報をもとにリスクを十分考慮した上での参加が求められるものであり、それを「マッチングアプリではない」との一言で済ますことは思わぬミスリードを引き起こしかねません。

下図は、とある小金井市議のツイートです。



矢印の記述は明らかに市側の答弁を鵜呑みにしてのことと思われます。

しかしながら、影響力が大きい議員の身分でのツイートにおいて、リスクを過小評価しかねない言説の流布は大きな問題です。

つきましては、議員といえどもその認知レベルには差があることに鑑み、議会答弁においては、どの議員に対しても案件について正しい知識を理解させるべく丁寧な説明を行うことを求めます。

小金井市と株式会社ジモティーとのリユース活動の
促進に向けた連携及び協力に関する協定書

添付

小金井市（以下「甲」という。）と株式会社ジモティー（以下「乙」という。）は、リユース活動の促進に向け、以下のとおり連携及び協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携及び協力により、それぞれの資源等の活用を図り、小金井市内のリユース活動を促進し、住民サービスの向上及び環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1) リユース活動を促進するための企画立案に関すること。
- (2) リユース活動を促進するための広報啓発に関すること。
- (3) その他リユース活動の促進に関して、甲及び乙で合意した事項に関すること。

（協議及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的の達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行うものとする。

（実績報告）

第4条 乙は、小金井市民が乙の事業を利用し、リユース品の取引を行った実績を報告するものとする。

（義務）

第5条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任の下誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業実施に当たり、相手側から示された非公開の内容を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、双方で協議の上、書面により承諾を得た場合は、この限りでない。

（本協定の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更について申出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

陳 情 文 書 表

4 陳情第 66 号

市が^委委員を提出している団体からの審議委員の登用を
止めることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 10 月 4 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吾池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 4 年 10 月 4 日 16:25					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
薄根	安藤	渡辺	山下	山浦	小林	北村	栗木

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年10月4日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 市が金員を拠出している団体からの審議会委員の登用を止めることを求める陳情書

添付はスポーツ推進審議会設置に際し、(公財)小金井市体育協会に対し送付した推薦依頼の文面です。

これによると6(3)ウにおいて市は委員に対して

「教育委員会の学校における体育を除くスポーツに係る補助金の交付について意見を聞くこと」

を求めています。

また、6(3)イにおいて

「スポーツ推進に関する重要事項の調査審議」を求めています。これには委託に関することが含まれる可能性があることを部局からの回答として頂いています。

従って、当該審議会は市が拠出する補助金ならびに委託費についての審議を行うことが、この文書により明確になっています。

今次、市は、「小金井市体育協会」「黄金井倶楽部」「スポーツ推進委員協議会」「TAC・FC東京・TGTS 共同事業体」に同様の内容で推薦依頼を行いました。このうちの3つは市が拠出する補助金か委託費もしくは両方の受領団体です。

つきましては、市が拠出する金員に対して、その受領団体がその交付決定に関与するなどということは、あたかもお手盛りを推奨しているがごときであることに鑑み、これらの団体からの審議会委員登用を即時停止することを求めます。

小教生発第 号
令和3年11月 日

(公財) 小金井市体育協会
会長 中川 稔 様

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

第1期小金井市スポーツ推進審議会委員候補者の推薦について (依頼)

立冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から小金井市のスポーツ行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本市ではスポーツ振興を図るべく、今年度から新たにスポーツ推進審議会を設置することといたしました。スポーツ推進審議会は、社会体育関係者4人、学校教育関係者1人、学識経験者2人、公募市民3人の合計10人で構成いたします。つきましては第1期小金井市スポーツ推進審議会委員について、貴団体の委員候補者を下記のとおりご推薦いただきたく、よろしくお願いいたします。

記

- 1 推薦人数 1人
- 2 提出期限 令和3年12月16日(木)【必着】
- 3 推薦手続 別紙「スポーツ推進審議会委員候補者推薦書」による
- 4 提出先 小金井市生涯学習課スポーツ振興係
〒184-8504 小金井市前原町3-41-15
- 5 問合せ先 生涯学習課スポーツ振興係
担当 津田・内田 (TEL042-386-2462)
- 6 その他
 - (1) 委員の任期 委嘱日から2年間
 - (2) 会 議 令和3年度1回、令和4年度6回、令和5年度は未定
日程の詳細は未定
 - (3) 協議の内容 ア スポーツ推進計画に関すること
イ スポーツの推進に関する重要事項の調査審議
ウ 教育委員会の学校における体育を除くスポーツに係る補助金の
交付について意見を聞くこと
 - (4) 委員の身分 特別職非常勤
 - (5) 報 酬 日額 10,000円

陳 情 文 書 表

4 陳情第 67 号

要件を欠いている推薦書による委員登用を
無効にすることが出来る

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 10 月 4 日
(西暦 2022)

陳情代表者	住 所	小金井市東所 [REDACTED]
	氏 名	宮崎 久男 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 4 年 10 月 4 日 16:25					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
主任 薄根	主任 安藤	渡辺	山下	山崎	小林	北村	鈴木

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年10月4日

宮崎 久男

小金井市東町 [REDACTED]

件名 要件を欠いている推薦書による委員登用を無効にすることを求める陳情書

添付は市が行ったスポーツ推進審議会推薦依頼に対して小金井市体育協会が提出した推薦書の文面です。

推薦依頼は（公財）小金井市体育協会会長あてで行われており、本来、添付の推薦者欄には会長名があるところ、この文書では専務理事名になっています。

また、推薦書の文面によると、最終行下から2行目に「私は中川氏を推薦致します」とあり、この文章がこの方の個人的な見解で書かれていることが窺われます。

つきましては公的に求められていない推薦者による個人的な見解の推薦は「個人による推薦」でしかなく小金井市体育協会の推薦書は団体推薦の要件を欠いているとしてその無効を求めます。



343
-3.12.16

小金井市スポーツ推進審議会委員候補者推薦書

スポーツ推進審議会委員候補者	ふりがな 氏名	なかがわ　みのる 中　川　稔		
	住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
	生年月日	[Redacted]	年	[Redacted] 月 [Redacted] 日 [Redacted] 歳
	スポーツ振興・教育活動等の状況	<p>当体育協会の「小金井市における体育運動を振興して市民の体力向上を図り、スポーツ精神を涵養し、もって地域社会、文化向上発展に寄与する事を目的とする」定款に基づき寄与する為、現在（公益法人）小金井市体育協会の会長を2期4年務めている。体育協会の理事は平成3年から現在に至るまで務め、その間専務理事、スポーツ少年団本部長の他に東京都ソフトボール協会の副会長、北ブロック長を歴任し、加盟団体ではソフトボール協会会長を務めている。</p> <p>小金井市のジュニア育成推進事業やシニア推進事業に力をそそぎ女性チームアップルズの監督経験や小金井市の野川マラソン大会へチーム派遣をおこなう。又、ソフトボールの審判経験として大学リーグ、実業団リーグ、高校、中学、小学生や知的障害者大会の審判の実績があり、私は中川氏を推薦致します。宜しくお願い致します。</p>		
推薦者	住所	[Redacted]	電話	[Redacted]
	団体名 氏名	(公財) 小金井市体育協会 専務理事 嶋下忠司郎		

R3年12月16日

小金井市教育委員会教育長 大熊雅士様

陳 情 文 書 表

4 陳情第 68 号

議会の意思決定に対し、その扱いについての
検討を漏れなく行い、その記録を残すことを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 4 年 10 月 4 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED] - [REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 4 年 10 月 4 日 16:25				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
		/					
渡辺	山下		山崎	小林	北村	鈴木	

主任	主任
薄根	安藤

小金井市議会議長 鈴木成夫様

令和4年10月4日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 議会の意思決定に対し、その扱いについての検討を漏れなく行い、
その記録を残すことを求める陳情書

添付はリサイクル事業所の再開についての議員案、陳情の採択に伴い、その後、庁内においていかなる検討がなされたかについて会議等の記録の公開を求めたものです。

しかしながら、回答によれば、それらの一切は無かったことになっています。

現在、環境部の主張によれば議員案、陳情など、当該案件における議会意思は否定され、常設のリサイクル事業所の設置はしないとの発言がなされていますが、この決定プロセスに関する記録が無いことは、この決断はどなたかの独裁（単独による裁定）であったことを暗示させます。

つきましては、議会の意思決定に対し、少なくとも担当職員らを交えて何らかの検討があつてしかるべきであり、例え、市長に専決などを行いうる独裁者のような権限があつたとしても自らの意見を付して採否の表明ぐらいはするべきであります。

現状、議会の意思決定に対して何らの検討も行わず無視している状態は、市長自ら議会など必要ないと言っているようなもので、民主主義に対する理解が著しく欠如していると言わざるをえません、

以上を鑑み、表題のように求めます。

様式第4号 (第3条関係)

小環ご発第63号
令和4年8月8日

小金井市市政情報非公開決定通知書

様

小金井市長 西岡 真一郎



令和4年7月29日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり公開しないことと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	以下の4つの原案可決事項を議題としてなされた、会議、審議会、打ち合せ、起案、質疑、庁議にかかる記録の全て(令和2年8月1日～全て) <ul style="list-style-type: none"> ・議員案第57号(令和2年9月25日原案可決) ・2陳情第5号(令和2年9月1日原案可決) ・2陳情第13号(令和2年9月1日原案可決) ・2陳情第29号(令和2年9月1日原案可決) ・2陳情第59号 ※なお、上記2陳情第59号については請求者との調整の結果、請求しない旨の申出があった。
3 市政情報を公開しない理由	請求された市政情報が存在しないため
4 公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
1 審査請求について この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関(小金井市長)に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。	
2 取消訴訟について この決定については、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市(訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。)を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。	
主管部課	環境部 ごみ対策課 減量推進係 電話番号 042-387-9854

陳 情 文 書 表

4 陳情第 69 号

【保育園廃園問題】財政効果の虚偽・瑕疵を是正後、パブリックコメントの再実施を
求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 10 月 5 日
(西暦2022)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日			令 和 4 年 10 月 5 日 10:50					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長	
主任 安藤	主任 薄根	山下	山下	渡辺	/	小林	北村	栗本

主任 安藤	主任 薄根
----------	----------

小金井市議会議員 鈴木 成夫 殿

2022年10月5日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

【保育園廃園問題】財政効果の虚偽・瑕疵を是正後、 パブリックコメントの再実施を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、小金井市政は、小金井市立保育園5園のうち3園を廃園にするという西岡市長の方針及びその方針に基づいて提出された2園廃園条例案を巡って混乱が続いています。

今年6月7日付「東京新聞」には、「財政効果 課題評価の疑い」「10年間で最大11.4億円」「保育園廃園で小金井市」との見出しで大きな記事が掲載されています。

市長が作成した財政効果の資料では、2園を民営化した場合の財政効果は、10年間の一般財源負担額ベースで18.7億円とされ、2園廃園の場合は27.1億円とされ、廃園の方が優位であるとしました。

しかし、この試算は虚偽であり、廃園した場合に民間園に行く児童に対する市費負担額30.1億円が全額除外されている事実が発覚しました。それを含めて試算し直した場合、2園民営化の場合の財政効果は18.7億円で、2園廃園の場合は15.7億円となることも判明しています。

政策判断の根幹を成す財政効果の資料に虚偽記載があるなどは、まったく理解できませんし、意図的であるならば虚偽公文書作成罪に該当するのではないかとすら思われます(作成名義を偽り(本来その文書を作成する公務員ではないのに)公文書を作成するのが、公文書偽造ですが、本来その文書を作成する立場の公務員が、虚偽、変造した内容の文書を職務上作成した場合は、虚偽公文書作成罪となります)。

そこで、以下陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 小金井市立保育園を廃園した場合の財政効果について、西岡市長が作成した資料には虚偽または瑕疵があるので、当該部分につき是正を求めてください。
- 2 これまでのパブリックコメント(市民の意見募集)は、虚偽または瑕疵ある財政効果に基づいて実施されていますので、是正後、再度やり直してください。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 70 号

【保育園廃園問題】財政効果の虚偽・瑕疵を是正後、市民説明会の開催を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 10 月 5 日
(西暦2022)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 4 年 10 月 5 日 10:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
安藤	薄根	山下	山下	渡辺	小林	北村	鈴木

主 任	主 任
安藤	薄根

小金井市議会議員 鈴木 成夫 殿

2022年10月5日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

【保育園廃園問題】財政効果の虚偽・瑕疵を是正後、 市民説明会の開催を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、小金井市政は、小金井市立保育園5園のうち3園を廃園にするという西岡市長の方針及びその方針に基づいて提出された2園廃園条例案を巡って混乱が続いています。

今年6月7日付「東京新聞」には、「財政効果 課題評価の疑い」「10年間で最大11.4億円」「保育園廃園で小金井市」との見出しで大きな記事が掲載されています。

市長が作成した財政効果の資料では、2園を民営化した場合の財政効果は、10年間の一般財源負担額ベースで18.7億円とされ、2園廃園の場合は27.1億円とされ、廃園の方が優位であるとしました。

しかし、この試算は虚偽であり、廃園した場合に民間園に行く児童に対する市費負担額30.1億円が全額除外されている事実が発覚しました。それを含めて試算し直した場合、2園民営化の場合の財政効果は18.7億円で、2園廃園の場合は15.7億円となることも判明しています。

政策判断の根幹を成す財政効果の資料に虚偽記載があるなどは、まったく理解できませんし、意図的であるならば虚偽公文書作成罪に該当するのではないかとすら思われます(作成名義を偽り(本来その文書を作成する公務員ではないのに)公文書を作成するのが、公文書偽造ですが、本来その文書を作成する立場の公務員が、虚偽、変造した内容の文書を職務上作成した場合は、虚偽公文書作成罪となります)。

そこで、以下陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 小金井市立保育園を廃園した場合の財政効果について、西岡市長が作成した資料には虚偽または瑕疵があるので、当該部分につき是正を求めてください。
- 2 これまでの市民説明会や保護者説明会は、虚偽事項が掲載された資料で実施されていますので、虚偽・瑕疵を是正後、十分な回数開催し直してください。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 71 号

【保育園・廃園問題】市長が作成した財政効果に関する資料について、虚偽・瑕疵部分の是正を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)






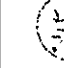

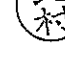

令和 年 10 月 5 日
(西暦2022)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 XXXXXXXXXX ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(XXXXXX) XXXXXX - XXXXXX

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 4 年 10 月 5 日 10:50					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長	
								

主任


小金井市議会議長 鈴木 成夫 殿

2022年10月5日

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成 [REDACTED]

【保育園廃園問題】市長が作成した財政効果に関する資料 について、虚偽・瑕疵部分の是正を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、小金井市政は、小金井市立保育園5園のうち3園を廃園にするという西岡市長の方針及びその方針に基づいて提出された2園廃園条例案を巡って混乱が続いています。

今年6月7日付「東京新聞」には、「財政効果 課題評価の疑い」「10年間で最大11.4億円」「保育園廃園で小金井市」との見出しで大きな記事が掲載されています。

市長が作成した財政効果の資料では、2園を民営化した場合の財政効果は、10年間の一般財源負担額ベースで18.7億円とされ、2園廃園の場合は27.1億円とされ、廃園の方が優位であるとしました。

しかし、この試算は虚偽であり、廃園した場合に民間園に行く児童に対する市費負担額30.1億円が全額除外されている事実が発覚しました。それを含めて試算し直した場合、2園民営化の場合の財政効果は18.7億円で、2園廃園の場合は15.7億円となることも判明しています。

政策判断の根幹を成す財政効果の資料に虚偽記載があるなどは、まったく理解できませんし、意図的であるならば虚偽公文書作成罪に該当するのではないかとすら思われます(作成名義を偽り(本来その文書を作成する公務員ではないのに)公文書を作成するのが、公文書偽造ですが、本来その文書を作成する立場の公務員が、虚偽、変造した内容の文書を職務上作成した場合は、虚偽公文書作成罪となります)。

そこで、以下陳情申し上げます。

【陳情事項】

・小金井市立保育園を廃園した場合の財政効果について、西岡市長が作成した資料には虚偽があるので、当該部分につき是正を求めてください。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 72 号

国基準を満たす園庭を備えた認可保育園の割合が多摩26市でワースト1位であること
 に関する..... 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年10月 5日
 (西暦2022)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 4 年 10 月 5 日 10:50					
受 付	担 当	主 任	係 長	次長補佐	次 長	局 長	議 長	
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

主任	主任
[REDACTED]	[REDACTED]

小金井市議会議長 鈴木 成夫 殿

2022年10月5日

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成

国基準を満たす園庭を備えた認可保育園の割合が 多摩26市でワースト1位であることに関する陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、小金井市政は、小金井市立保育園5園のうち3園を廃園にするという西岡市長の方針及びその方針に基づいて提出された2園廃園条例案を巡って混乱が続いています。

今年8月9日付「東京新聞」には、「国基準満たす園庭を持つ保育園の割合」「小金井市 多摩26市で最低」「3園廃園でさらに下回る可能性も」との見出しで大きな記事が掲載されています。西岡市長は「子育て環境日本一」を標榜していますが、多摩26市でワースト1位にしてしまった市長が、どうやって「日本一」を実現できるのか、首を傾げざるをえません。

【陳情事項】

- 1 国基準を満たす園庭を備えた認可保育園の割合が多摩26市でワースト1位となるに至った経緯や原因を解明してください。
- 2 市長は待機児童解消を優先したためと述べていますが、その事情は他市も同じです。他市と小金井市で、保育事業者への対応が相当異なっているのではないかと疑われます。この点も詳細に解明してください。

以上

陳 情 文 書 表

4 陳情第 73 号

国基準を満たす園庭を有する保育園は廃園にしないことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)










令和 年 10 月 5 日
(西暦2022)

陳情 代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日			令 和 4 年 10 月 5 日 10:50					
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長	
主任	主任							
								

小金井市議会議長 鈴木 成夫 殿

2022年10月5日

東京都小金井市東町

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木 章成

国基準を満たす園庭を有する保育園は 廃園にしないことを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在、小金井市政は、小金井市立保育園5園のうち3園を廃園にするという西岡市長の方針及びその方針に基づいて提出された2園廃園条例案を巡って混乱が続いています。

今年8月9日付「東京新聞」には、「国基準満たす園庭を持つ保育園の割合」「小金井市 多摩26市で最低」「3園廃園でさらに下回る可能性も」との見出しで大きな記事が掲載されています。西岡市長は「子育て環境日本一」を標榜していますが、多摩26市でワースト1位にしてしまった市長が、どうやって「日本一」を実現できるのか、首を傾げざるをえません。

【陳情事項】

・小金井市において、国連子どもの権利条約および小金井市子どもの権利条例に則り、子どもたちの成長・発達の権利と遊ぶ権利を保障し、保育の質を守るため、国基準を満たす園庭を有する認可保育園は廃園にせず、保育園として存続できるよう、必要かつ具体的な方策を講じてください。

以上